平成２９年（フ）第１８号
山形市深町１丁目９番34号　アーバンＭ201号、前住所山形市江南１丁目６番23号カトルフロース　201号
債務者　守谷　郷子
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで　山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０４号
北九州市門司区長谷１丁目10番19号
債務者　谷口　雅代
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１０７号
北九州市八幡西区陣原２丁目６番５―105号
債務者　大神　聖治
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１１４号
北九州市八幡西区三ケ森３丁目１番７号
債務者　山浦　　正
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５９号
函館市中島町２番23号
債務者　大関　祐貴
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　函館地方裁判所

平成２９年（フ）第５号
岐阜県不破郡垂井町宮代1070番地の４　県営宮代住宅Ａ113号
債務者　中川　　豪
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第８８１号
大阪府豊中市原田元町１丁目20番24―205号
債務者　岩本　京子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２３０号
札幌市東区北36条東25丁目３番20号　ハイツノースシティ101号
債務者　尾髙　　久
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２８号
札幌市北区拓北４条１丁目17番１―203号
債務者　夏井　　純（旧姓浅沼）
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５７号
札幌市東区北13条東６丁目２番１―101号
債務者　柊澤　俊介
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９１号
札幌市豊平区平岸１条17丁目２番１―102号
債務者　野口　隆介
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０８号
札幌市白石区本通１丁目北３番45号　アート本通203号
債務者　本間　舞華（旧姓森崎）
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０号
釧路市白樺台１丁目22番112号　ＷＢ７
債務者　伊藤　艶子
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１３号
北海道北見市春光町４丁目５番５号
債務者　東　　一夫
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第９号
山形県東置賜郡高畠町大字金原1358番地の５
債務者　坂野　広行
1　決定年月日時　平成29年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第１２号
山形県米沢市丸の内２丁目４番28号　コンフォート丸の内106号室
債務者　戸田　庄一
1　決定年月日時　平成29年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第５０号
群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町879番地
債務者　堀口　裕訓
1　決定年月日時　平成29年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第９３号
埼玉県久喜市青葉１丁目２番11―106号
債務者　川上榮美子
1　決定年月日時　平成29年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係